広島県選挙管理委員会告示第七十九号

査の申立てについて、次のとおり裁決した。 令和四年一月三十日執行の東広島市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審

令和四年七月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政

道

明

裁 決 書

審査申立人 広島県東広島市豊栄町清武2463番地 大 山 宏

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から令和4年3月10日付けで提起された令和4年1月10日執行の東広島市長選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、広島県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は次のとおり裁決する。

主
文

本件審査の申立てを棄却する。

申立人の審査の申立て及び東広島市選挙管理委員会の弁明の要旨等

- 1 申立人の審査申立ての趣旨は、東広島市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。) が申立人に対して行った令和4年3月1日付けの異議の申出を棄却する決定(以下「市 委員会の決定」という。)の取消しを求めるというのであって、その理由の要旨は次の とおりである。
 - (1) 市委員会の決定により異議申出の理由として扱われた申立人の主張は、著しく偏ったもののみが扱われており、例えば、明確な選挙違反が高垣陣営にあったことや、選挙の妨害と解釈すべき事項などについては、一切触れられていない。
 - (2) 東広島市長選挙の開票結果は、高垣氏31,822票、申立人5,606票であったが、申立人の解析によると、高垣氏20,280票、申立人14,778票となるのであり、まるで申立人の1万票がそっくりそのまま高垣氏に移ったかのようであった。
 - (3) 申立人がポスター貼りを実行中に、朝日新聞社から、「著作権法違反の疑いがある。 既に貼られたポスターをはがしていただけないか。」との電話があったが、申立人は、 「選挙運動の邪魔はしないで下さい。」と言って、電話を切った。

その2日後、朝日新聞社を語る組織からの宅配便の不在連絡メモが入っていた。申立人は10年くらい前のプラスチック爆弾事件を思い出し、即座にその不在宅配メモを破り捨てた。

- (4) 八本松町から福富町経由で豊栄町に向かう道路端の公設看板(高6-2)で,高垣氏のポスターが,申立人の区画にまでずれて貼られていた。明確な選挙違反である。
- (5) 東広島新幹線駅前から安芸津町に向かう道路の公設看板(西11-5)で、申立人のポスターが破り捨てられていた。
- (6) 高垣陣営は、わずか一週間の選挙期間中に明確な選挙違反を少なくとも2回起こさ

れている。また、朝日新聞社による選挙妨害・プラスチック爆弾を臭わす脅迫の小包 を送り付けての脅しもなされた。

公正な選挙管理を行っているはずの市委員会としては、上記のような選挙違反の告発があり、「まるで1万票がそっくりそのまま高垣氏に移ったかの如く…」というような不信感を市民に与えた不徳を恥じ、「身の潔白を証明するためにも、票の数え直し」をされるのが適切である。明確な選挙違反を高垣陣営は行っているから、どんなに理屈をこねても、大衆を納得させることはできない。

(7) 投開票の立会人には立候補者本人はなることが出来ないことになっている。しかも、 その立会人は、立候補届出と同時に、選挙管理委員会に届け出るルールとなっている と聞いた。

申立人の選挙活動は、申立人と妻だけで、ポスター掲示場に白黒のポスターを貼り 歩くだけというものであった。したがって、申立人は投票の立会人を出すことは最初 から不可能であり、市委員会の良心を信頼するしか方法がなかった。

高垣陣営の方は、現職の市長であり、自民・公明・立民・各種労働団体・市議会議員のほとんどの応援を得ている状態であり、投開票の場は、高垣陣営の監督下に実質上置かれていたと言える。共産党さえも、今回の東広島市長選には対抗馬を担ぎ出すことはしなかった。まさに、「高垣陣営にとって都合の良いように、選挙結果を作り変えることが出来る。」という環境が整っていた。理不尽な脅しや圧力がかかっても何の不思議もない状況であった。

- (8) 当委員会に審議していただきたいことは、以下3点である。
 - ア 東広島市長選挙の投票の数え直しをして頂きたいこと。
 - イ 投票率の下限値を選挙制度に追加すること。
 - ウ 金権選挙から脱却すべく,公設看板へのポスター貼りは禁止とするなど,当委員 会で対応可能なことをすべて実行して頂きたいこと。
- 2 申立人は、令和4年6月9日に実施した口頭意見陳述において、審査申立書、補正書 及び反論書に記載した内容に沿った陳述を行った。

また、申立人の補佐人新本均は、自民党でない方は自民党に票を入れるということは 大体しないこと、2万票は高垣さんにいくのが当然であっても1万4千票はおそらく反 発として申立人にいくのが筋だろうという疑問を持っていることなどについて陳述した。

3 市委員会の弁明の趣旨は、本件審査の申立てを棄却するよう求めるというのであって、 その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

申立人は,「巨大な悪の圧力に屈して(止むを得ず)10,000票が付け替えられた」としている。

しかし、本件選挙における選挙会については、場所及び日時、開票の事務を選挙会の事務に併せて行う告示、選挙立会人の選任等、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)の規定に基づく手続が行われ、選任された3名の選挙立会人の参会を得て、適法に開催されたものである。

また、その選挙会において、開票の手続は厳正に行われたこと、投票の効力の決定においても、疑問投票を審査係に回覧し、実例判例等に留意して判断するとともに、選挙立会人の意見を聴き選挙長が決定をしており、選挙録の署名及び押印時においても、選挙の結果に対して異議なく閉会していることに鑑みると、投票の効力に関しても、当選の効力に関してその有効なところを疑わせる事情は存在しないと判断する。

よって、申立人が主張するような事実はなく、令和4年3月1日に市委員会がなした 決定処分は適正なものである。

裁決の理由

当委員会は、令和4年3月10日付けで提起された本件審査の申立ての形式的要件を審査したところ、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正を命じた。その後、申立人から令和4年3月28日付けで補正書の提出を受けた当委員会は、この補正の結果、本件審査の申立てが適法なものとなったことを認めて、これを受理した。

そして、当委員会は、市委員会から弁明書、再弁明書及び資料の提出を受け、申立人からは反論書等の提出を受けるとともに、申立人に口頭意見陳述の機会を与え、慎重に審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

1 選挙の効力について

(1) 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定はなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」(最高裁判所昭和60年(行ツ)第181号昭和61年2月18日第三小法廷判決)するものとされている。

(2) 申立人は、投開票の場が高垣陣営の監督下に実質上置かれていた旨を主張し、補佐 人新本均は、1万4千票はおそらく反発として申立人にいくのが筋だろうといった旨 を陳述しているが、当該主張ないし陳述を裏付けるような事実や証拠の提示はなく、 選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害 されるような事情は認められない。

申立人の主張はいずれも選挙の管理執行の手続に関するものとは言えないことから, 選挙を無効とする原因とはならない。

2 当選の効力について

(1) 当選の効力を争う争訟において、当選無効の原因となり得る違法事由には、当該当選人決定についての違法事由、すなわち当選人を決定した機関の構成や決定手続の違

法,各候補者の有効得票数の算定の違法,当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみが当たるものと解されている(名古屋高等裁判所平成4年(行ケ)第1号同年12月17日民事第4部判決)。

(2) 申立人は、投開票の場が高垣陣営の監督下に実質上置かれていた旨を主張し、補佐 人新本均は、1万4千票はおそらく反発として申立人にいくのが筋だろうといった旨 を陳述しているが、当該主張ないし陳述を裏付けるような事実や証拠の提示はなく、 当選無効の事由となるような事情は認められない。

申立人の主張はいずれも当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法等に関するものとは言えないことから,当選を無効とする原因とはならない。

3 その他

その他、申立人は、選挙制度に関する指導等についても種々主張しているが、それら の主張はいずれも本件審査の申立てとは関係のないものであるから、当委員会が判断す べき事項ではない。

4 まとめ

以上のとおり、申立人の本件審査の申立てには理由がない。

よって、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和4年7月13日

広島県選挙管理委員会

委員長 国 政 道 明

この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、広島高等裁判所に訴訟を提起することができる。